

(証券コード 5918)
2022年6月10日

株 主 各 位

愛知県半田市神明町一丁目1番地

瀧上工業株式会社

取締役社長 瀧 上 晶 義

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 愛知県半田市神明町1丁目1番地
瀧上工業株式会社 3階会議室

〔会場は瀧上工業株式会社 本社となります。
末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えの無いようご注意ください。〕

3. 目的事項 報告事項

- 第85期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第85期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.takigami.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

株主総会開催日時点において、政府より新型コロナウイルス感染症の終息宣言が出されていない場合、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

- ・本総会にご出席の株主様は、開催日当日におけるウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・本総会会場において、運営スタッフは体調を確認の上、マスクを着用させていただきます。
- ・その他感染予防のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがあります。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合があります。

その場合は、当社ウェブサイト（<http://www.takigami.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主の皆様におかれましては、当日ご来場される場合には、事前に、上記サイトを必ずご確認くださいようお願いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金処分につきましては、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としつつ、業績の推移、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおり期末配当およびその他の剰余金を処分させていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 配当総額 110,378,000円

なお、中間配当金として1株につき金50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金100円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会の資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り定款の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設>	<削除> <u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

現行定款	変更案
<新設>	<u>附則</u> <u>第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6カ月を経過した日、もしくは施行日から6カ月以内に開催する最後の株主総会の日から3カ月を経過日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に関わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> <u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）全員（8名）は、本総会
終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じ
ます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない
旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1		略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)
 たき がみ りょう ぞう 瀧 上 亮 三 再 任 生年月日 1956年3月23日 所有する当社の株式数 33,894株 取締役会出席状況 13回／13回 (当事業年度) 在職年数 18年		1996年12月 丸定産業株式会社 代表取締役社長 2000年6月 当社監査役 2004年6月 当社取締役経営企画室長 2005年6月 当社取締役 監査室長兼経営企画室長 2008年6月 当社常務取締役 監査室長兼経営企画室長 2010年6月 当社取締役 経営企画室長兼海外事業担当 2013年1月 当社取締役経営企画室長 兼営業本部海外事業管掌 2015年4月 当社取締役会長グループ関連事業管掌兼海外事業管掌 現在に至る 2016年4月 丸定産業株式会社 代表取締役会長 現在に至る
		取締役候補者とした理由 瀧上亮三氏は主に当社の監査部門および経営企画部門、海外事業に携わっており、また、当社子会社である丸定産業株式会社にて経営者としての豊富な経験と実績を有していることから、当社取締役に相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

たき がみ まさ よし
瀧 上 晶 義

再任

生年月日 1961年12月1日
所有する当社の株式数 62,552株
取締役会出席状況 13回／13回
(当事業年度)
在職年数 25年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1990年 4 月 当社入社
1997年 6 月 当社取締役営業部部長
1998年 6 月 当社取締役名古屋支店長
1999年10月 当社取締役東部営業部長
2004年 6 月 当社取締役兼執行役員
東部営業グループ長
2006年 6 月 当社取締役兼執行役員
営業本部長兼名古屋支店長
2007年 4 月 当社取締役兼執行役員
営業本部長兼名古屋支店長
兼企画管理室長
2007年 6 月 当社取締役兼執行役員
管理本部管掌兼企画管理室長
2008年 6 月 当社常務取締役
企画管理室管掌兼生産本部管掌
兼工事本部管掌
2010年 6 月 当社代表取締役社長監査室管掌
2020年 6 月 当社代表取締役社長営業本部管掌兼監査室管掌
現在に至る

取締役候補者とした理由

瀧上晶義氏は主に当社の営業部門に携わっており、企画管理部門、生産部門、工事部門と事業運営全般に関する豊富な業務経験と高い知見を有していることから、当社取締役に相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3



こ やま けん ぞう
小 山 研 造

再任

生年月日 1959年3月21日
 所有する当社の株式数 1,758株
 取締役会出席状況 13回／13回
 (当事業年度)
 在職年数 6年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2012年 5 月 瀧上建設興業株式会社
取締役
 2015年 4 月 当社執行役員保全本部長
 2016年 6 月 当社取締役兼執行役員
保全本部長兼工事本部管掌
 2018年 4 月 当社取締役兼常務執行役員
保全本部長兼工事本部管掌
 2019年 4 月 当社取締役兼常務執行役員
社長補佐兼コンプライアンス
統括兼保全本部長
 2022年 4 月 当社取締役兼常務執行役員
社長補佐兼コンプライアンス統括兼保全本部長兼工事本部管掌
現在に至る

取締役候補者とした理由

小山研造氏は当社子会社である瀧上建設興業株式会社にて工事、保全部門に携わり、その豊富な経験と知識を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4



たき がみ さだ たか
瀧 上 定 隆

再任

生年月日 1965年8月3日
 所有する当社の株式数 34,086株
 取締役会出席状況 13回/13回
 (当事業年度)
 在職年数 7年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2009年 4 月 当社入社
 2010年 4 月 当社管理本部総務グループ部長
 2012年 3 月 当社管理本部副本部長
 兼総務グループ長
 2013年 4 月 当社執行役員管理本部長
 2015年 4 月 当社執行役員管理本部長
 兼生産本部購買グループリーダー
 2015年 6 月 当社取締役兼執行役員管理本部長
 兼生産本部購買グループリーダー
 2017年 4 月 当社取締役兼執行役員管理本部長
 2019年 4 月 当社取締役兼常務執行役員鉄構本部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

瀧上定隆氏は主に管理部門、購買部門に従事し、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 5



むとう えい じ
武 藤 英 司

再任

生年月日 1961年8月28日
 所有する当社の株式数 998株
 取締役会出席状況 13回/13回
 (当事業年度)
 在職年数 4年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1986年 4 月 当社入社
 2007年 6 月 当社品質管理室長
 2009年 4 月 当社生産本部生産管理グループ長
 2009年 7 月 当社生産本部生産グループ担当部長
 2010年 4 月 当社生産本部設計グループ長
 2013年 4 月 当社生産本部副本部長
 兼設計グループリーダー
 2014年 4 月 当社生産本部副本部長
 (設計・管理担当)
 兼設計グループリーダー
 2015年 4 月 当社執行役員生産本部長
 2017年 4 月 当社執行役員生産本部長兼工場長
 2018年 4 月 当社執行役員鉄構生産本部長
 2018年 6 月 当社取締役兼執行役員鉄構生産本部長
 2019年 4 月 当社取締役兼執行役員工事本部長
 2022年 4 月 当社取締役兼執行役員技術本部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

武藤英司氏は主に品質・生産管理部門、鉄構部門に従事し、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

いとう たつ や
伊 藤 竜 也

再任

生年月日 1957年12月17日
 所有する当社の株式数 898株
 取締役会出席状況 13/13回
 (当事業年度)
 在職年数 3年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1981年 4 月 当社入社
 2010年 4 月 当社工事本部工事グループ
 工事チーム部長
 2012年12月 当社工事本部工事グループ部長
 2014年 4 月 当社工事本部副本部長
 2016年 4 月 当社執行役員工事本部長
 2019年 4 月 当社執行役員生産本部長
 2019年 6 月 当社取締役兼執行役員生産本部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

伊藤竜也氏は主に工事部門、生産部門に従事し、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 7



いわ た りょう
岩 田 亮

再任

生年月日 1962年8月30日
所有する当社の株式数 373株
取締役会出席状況 13回/13回
(当事業年度)
在職年数 1年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2018年10月 当社管理本部副本部長
2019年 4 月 当社管理本部長
2020年 4 月 当社執行役員管理本部長
2021年 6 月 当社取締役兼執行役員管理本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

岩田亮氏は株式会社リクルートにて人事部門、株式会社岩手ホテルアンドリゾートにて管理部門、株式会社キョーイクおよび株式会社河合塾マナビス、裕進観光株式会社(ANAクラウンプラザホテル京都)において財務、総務部門の統括に携わり、その豊富な経験と知識を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。尚、各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期中に同内容での更新を予定しております。

以 上

<添付書類>

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項**(1) 事業の経過およびその成果ならびに対処すべき課題****① 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ワクチン接種の進展や行動制限の緩和などにより、企業の景況感も改善傾向にあるものの、新たな変異株の出現や地政学的リスクの高まり、エネルギー価格の上昇などにより、厳しい状況が続きました。

橋梁業界におきましては、鋼道路橋発注量は国土交通省直轄工事で回復傾向がみられたものの、3年連続20万トン割れの厳しい状況で推移し、受注競争の熾烈化が続いております。一方、橋梁保全市場は依然として活況を呈しており、我々の業界の業態転換がますます進んでいく環境にあります。また、鉄骨業界におきましては、大型再開発や物流倉庫などの大型物件の着工が相次ぎ、需要は回復傾向に転じてはいるものの、鋼材の価格高騰や納期の長期化などから先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、橋梁事業につきましては、技術提案力強化とECI方式による受注案件で設計に続き施工も契約締結に至ったものの、昨年度を下回る113億2千万円の受注高となりました。

鉄骨事業につきましては、民間建築案件への受注に努めた結果、32億1千万円の受注高となりました。

このような事業環境の下で、当社グループの当連結会計年度における総受注高は145億4千万円となり、前連結会計年度と比べて5.5%減となりました。

主な受注工事は、橋梁事業につきましては、中部地方整備局の東海環状北勢第一高架橋、西日本高速道路(株)の佐世保高架橋拡幅工事その1、鉄骨事業につきましては、大成建設(株)の東清水変電所建築工事、イビデン河間事業場新築工事などであります。

また、連結売上高につきましては、146億7千万円となり、前連結会計年度と比べて9.3%減となりました。

当連結会計年度に売上計上いたしました主な工事は、橋梁事業につきましては、中部地方整備局の三遠道路1号橋、保全事業につきましては、中日本高速道路(株)の名港中央大橋耐震補強工事、鉄骨事業につきましては、鹿島建設(株)の金亀公園陸上競技場新築工事などであります。

最終損益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益は1億3千万円となり、前連結会計年度と比べて85.1%減となりました。

② 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国内建設市場においては、民間設備投資が回復基調にあるとともに、公共投資に関しても将来を見据えた国土強靱化やインフラ老朽化対策など引き続き堅調に推移すると見込まれるものの、受注競争の激化や主要資材の高騰等による厳しい状況は続くと思われます。

このような状況を踏まえ、当社グループは中期経営計画の2年目となる当事業年度を変化の激しい環境に対応すべく「柔軟で強靱」な企業体づくりを加速させる年と位置付けております。

今年度より本社棟3階にDX推進の拠点となるフロアを新設しました。技術本部を中心にインフラ分野のDX推進に積極的に取り組むと共に、技術提案の高度化、受注増を目指してまいります。

鉄骨鉄構事業においては、当社の鉄構本部も再生から3年が経過し、業界においてもようやくその存在感を示しつつあります。再来年度から動き出す首都圏の大規模再開発に向けて、さらにその存在感を示す準備期間として重要な年と捉えております。

また、人材育成・確保に向けて、新たな人事制度をスタートします。研修制度の充実を図るとともに、処遇改善を推進し、多様な働き方や本人の希望にも配慮した働きがいのある職場環境づくりに努めてまいります。

当社グループは、中期経営計画に掲げる諸施策の着実な取り組みを通じて、経営目標達成と企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後共なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

売上および受注の状況

(金額単位：百万円、比率：%)

部 門 別	売 上 高	対前連結会計年度 増 減 率	受 注 高	対前連結会計年度 増 減 率
橋 梁	9,644	△7.7	11,325	△14.6
鉄 骨	1,975	△25.1	3,214	50.9
小 計	11,620	△11.2	14,540	△5.5
不 動 産 賃 貸 事 業	951	4.7	—	—
材 料 販 売 事 業	1,705	△1.7	—	—
運 送 事 業	233	△12.2	—	—
工 作 機 械 製 造 事 業	135	△14.0	—	—
そ の 他 の 事 業	32	△3.4	—	—
計	14,678	△9.3	14,540	△5.5

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、鋼構造物製造事業におきましては、NCプライマー剥離装置や工場食堂建替など、不動産賃貸事業におきましては、賃貸マンション及び障がい者グループホームなどであります。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2021年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社瀧上工作所より鋼構造物製造事業に係る事業を簡易吸収分割により継承いたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

(金額単位：百万円)

区 分	第82期 2019年3月期	第83期 2020年3月期	第84期 2021年3月期	第85期 (当連結会計年度) 2022年3月期
受 注 高	18,048	10,960	15,386	14,540
売 上 高	15,489	16,318	16,181	14,678
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	446	103	932	138
1株当たり当期純利益	204円68銭	47円34銭	426円86銭	63円38銭
純 資 産 額	35,714	34,352	36,180	37,103

- (注) 1. 当社は、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。
2. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（旧 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式（第82期 19,873株、第83期 19,469株、第84期 18,830株、第85期 18,224株）に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数（第82期 19,800株、第83期 19,000株、第84期 18,500株、第85期 18,000株）に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

(金額単位：百万円)

区 分	第82期 2019年3月期	第83期 2020年3月期	第84期 2021年3月期	第85期 (当事業年度) 2022年3月期
受 注 高	16,733	8,437	13,078	13,583
売 上 高	11,744	12,287	12,397	10,419
当 期 純 利 益	616	73	1,544	618
1株当たり当期純利益	282円44銭	33円73銭	706円71銭	282円57銭
純 資 産 額	28,871	27,536	29,950	31,343

- (注) 1. 当社は、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。
2. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（旧 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式（第82期 19,873株、第83期 19,469株、第84期 18,830株、第85期 18,224株）に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数（第82期 19,800株、第83期 19,000株、第84期 18,500株、第85期 18,000株）に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2022年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社出資比率	主 要 な 事 業 内 容
丸 定 産 業 株 式 会 社	100百万円	100.0%	鋼板の切断・加工販売 鉄筋・建材の販売 不動産賃貸業
株 式 会 社 瀧 上 工 作 所	75	100.0	不動産賃貸業
丸 定 運 輸 株 式 会 社	30	100.0	橋梁、鉄骨、その他鉄構物の製品輸送
瀧 上 建 設 興 業 株 式 会 社	100	100.0	一般土木建築、橋梁、鉄骨、その他鉄構物の製作・施工
株式会社ケイシステック ニジューサン	3.5	100.0	工作機械、自動車用工作機械、治工具等の 設計・製作及び販売
瀧 上 不 動 産 株 式 会 社	45	100.0	不動産賃貸業

- (注) 1. 2022年3月2日付にて、東京フラッグ株式会社と完全子会社化するための株式譲渡契約を締結いたしました。株式取得の実行日は2022年9月を予定しております。
2. 従来、非連結子会社でありました瀧上不動産(株)につきましては、当連結会計年度中において重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(7) **主要な事業内容**（2022年3月31日現在）

当社グループは橋梁、鉄骨、鉄塔、その他鉄構物の設計・製作・施工および、これらに付随する一切の工事と工作機械の設計・製作・修理を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 鋼構造物製造事業
鋼構造物の設計・製作・施工を行っております。
- ② 不動産賃貸事業
不動産賃貸ならびに管理業務を行っております。
- ③ 材料販売事業
鋼板の切断・加工販売、形鋼およびその他材料の販売を行っております。
- ④ 運送事業
橋梁・鉄骨・その他鉄構物の製品輸送を行っております。
- ⑤ 工作機械製造事業
工作機械・自動車用部品組付機等の設計・製作・修理を行っております。

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本	店	愛知県半田市
支	店	東京支店（東京都中央区） 大阪支店（大阪市西区）
営業	所	札幌、仙台、静岡、名古屋、岐阜、広島、福岡
工	場	本社工場、半田第二工場（愛知県半田市）

② 子会社

丸 定 産 業 株 式 会 社	愛知県東海市 (本社・工場)
株 式 会 社 瀧 上 工 作 所	愛知県半田市
丸 定 運 輸 株 式 会 社	愛知県東海市
瀧 上 建 設 興 業 株 式 会 社	愛知県名古屋市
株式会社ケイシステックニジューサン	愛知県岡崎市
瀧 上 不 動 産 株 式 会 社	愛知県名古屋市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
			402名	12 (増) 名

② 当社の状況

従	業	員	数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
			304名	22 (増) 名	46.2歳	15.8年

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,175,100株
 (2) 発行済株式の総数 2,207,560株
 （自己株式490,040株を除く）
 (3) 株主数 993名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
龍上精機工業株式会社	446千株	20.21%
Black Clover Limited	296	13.45
株式会社ジーグ	110	4.98
株式会社三菱UFJ銀行	103	4.70
龍上茂	100	4.56
エムエム建材株式会社	69	3.13
龍上晶義	62	2.83
日本製鉄株式会社	42	1.94
高畑一貴	38	1.73
龍上定隆	34	1.54

- (注) 1. 当社は自己株式490,040株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、「従業員向け株式交付信託」制度の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する18,000株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	3,094株	8名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告23ページ「3. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
瀧 上 亮 三	取締役会長 (グループ関連事業管掌兼海外事業管掌)	丸定産業株式会社代表取締役会長 株式会社瀧上工作所 代表取締役社長 新東工業株式会社社外監査役
瀧 上 晶 義	代表取締役社長 (営業本部管掌兼監査室管掌)	
小 山 研 造	取締役兼常務執行役員 (社長補佐兼コンプライアンス統括兼 保全本部長)	
瀧 上 定 隆	取締役兼常務執行役員 (鉄構本部長)	
織 田 博 孝	取締役兼執行役員 (技術本部長)	
武 藤 英 司	取締役兼執行役員 (工事本部長)	
伊 藤 竜 也	取締役兼執行役員 (生産本部長)	
岩 田 亮	取締役兼執行役員 (管理本部長)	
香 村 哲 也	取締役 (常勤監査等委員)	
長 谷 川 和 彦	取締役 (監査等委員)	
飯 田 英 郎	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役長谷川和彦氏および飯田英郎氏は、社外取締役であります。また当社は両氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 取締役香村哲也氏および長谷川和彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門等との密な連携を図るため、常勤監査等委員を選定しております。
4. 取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	浜 島 伸 治	営業本部長
執 行 役 員	香 川 尚 史	営業本部副本部長
執 行 役 員	畠 山 智 行	保全本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役 長谷川 和彦および飯田 英郎の両氏、ならびに監査等委員である取締役 香村 哲也氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および18ページに記載の当社子会社の取締役、監査役、執行役員（すでに退任または退職者および保険期間中に当該役職に就く者を含む）を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害を補償するものであります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬等は、固定報酬、業績連動型の役員賞与及び譲渡制限付株式報酬（監査等委員である取締役を除く）で構成されております。

a. 固定報酬および業績連動型の役員賞与

固定報酬は取締役会や監査等委員会において、個々の職務や職責及び在任年数等の要因を勘案して決定しております。

業績連動型の役員賞与は取締役会において、経営成績や職務執行内容等を勘案して賞与支給総額を決定し、各役員への配分については、代表取締役社長（瀧上晶義）に一任の上決定しております。また、監査等委員会においては、その決定金額について、当該事業年度の業績や同業他社の状況等を踏まえた妥当性を検証しております。

業績連動型の役員賞与の決定に係る指標は、最終的な会社業績を示す数値であることから当期純利益を採用し、各役員の役割・担当業務の中長期的な取り組み状況等を総合的に勘案して決定しております。

また、固定報酬および業績連動型の役員賞与に対する限度額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において決議された限度額（取締役（監査等委員を除く）150百万円、監査等委員である取締役45百万円）の範囲内で決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役0名）で、監査等委員である取締役の員数は3名です。

b. 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、2020年6月26日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を割当てる報酬制度の導入が決議されております。

譲渡制限付株式報酬制度の限度額は、年額35百万円（別枠）とし、譲渡制限付株式の上限は10,000株として決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役0名）です。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	65,117 (-)	48,476 (-)	- (-)	16,641 (-)	8 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18,840 (9,900)	18,840 (9,900)	- (-)	-	4 (2)
合計 （うち社外取締役）	83,957 (9,900)	67,316 (9,900)	- (-)	16,641 (-)	12 (2)

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職に関する事項
特記すべき事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	長 谷 川 和 彦	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席しております。出席した取締役会においては、他の会社の役員としての知識・経験に基づき、報告事項や決議事項に関し発言を行っております。また、出席した監査等委員会においては、監査等委員として行った監査の報告をし、他の監査等委員が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	飯 田 英 郎	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席しております。出席した取締役会においては、他の会社の役員としての知識・経験に基づき、報告事項や決議事項に関し発言を行っております。また、出席した監査等委員会においては、監査等委員として行った監査の報告をし、他の監査等委員が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額

22,000千円

- ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により監査等委員会が解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会が、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2017年6月29日付でその基本方針の一部を改正し、以下のとおりといたしております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業倫理の確立をはじめとする企業としての社会的責任を果たし、社会から信頼される企業づくりを推進するために「企業行動規範」を定め、企業行動の基本方針とする。また、その徹底を図るために、独立性のある社長直轄の組織である監査室が内部監査を定期的実施しコンプライアンスの状況を監査するとともに、組織横断的なコンプライアンス委員会を中心として役職員の教育を継続的に実施する。なお、活動状況は取締役会および監査等委員会に定期的に報告する。また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、その保存および管理に関する事項を文書管理規程に定め、取締役の閲覧要求に対して速やかに対応するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社グループ全体のリスク状況の監視および組織横断的対応は監査室および管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する当社グループ全体の目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的行動計画および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すシステムを構築する。

- ⑤ 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ各社における内部統制の構築を目指し、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。また、当社グループ各社に対して監査室が内部監査を実施し、その結果を当社グループ各社の取締役会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会は、監査室および管理本部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社グループの取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する体制を整備する。監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部監査の実施状況

内部監査部門である「監査室」は、各部門に対して法令順守等内部監査を当事業年度において実施し、その結果を書面で代表取締役へ報告しました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

② 子会社の管理体制

当社取締役が子会社取締役を兼務し、子会社の業務執行状況をモニタリングするとともに、監査室が当事業年度において、内部統制監査を実施しました。

③ 監査等委員監査の実効性確保

監査等委員は、当社および子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、取締役会や経営会議等重要な会議へ出席し、業務執行が適切になされているかを確認しました。また、監査室監査に同行・連携し業務監査を行い、リスク抽出を行ってまいりました。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額 千円	科 目	金 額 千円
流 動 資 産	22,478,586	流 動 負 債	6,759,326
現 金 預 金	10,624,579	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	4,021,377
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	9,028,764	未 成 工 事 受 入 金	460,282
有 価 証 券	1,100,000	未 払 費 用	357,399
商 品 及 び 製 品	76,222	リ ー ス 債 務	19,173
未 成 工 事 支 出 金	108,661	賞 与 引 当 金	159,597
材 料 貯 蔵 品	468,791	役 員 賞 与 引 当 金	23,000
そ の 他	1,071,565	工 事 損 失 引 当 金	121,208
固 定 資 産	26,335,609	完 成 工 事 補 償 引 当 金	42,397
有 形 固 定 資 産	14,328,366	未 払 法 人 税 等	79,039
建 物 ・ 構 築 物	2,070,026	そ の 他	1,475,850
機 械 ・ 運 搬 具	1,089,750	固 定 負 債	4,951,286
工 具 器 具 ・ 備 品	82,877	長 期 借 入 金	666,680
賃 貸 不 動 産	8,212,522	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	123,606
土 地	2,778,503	株 式 給 付 引 当 金	85,845
リ ー ス 資 産	55,315	退 職 給 付 に 係 る 負 債	972,482
建 設 仮 勘 定	39,368	リ ー ス 債 務	45,688
無 形 固 定 資 産	62,038	繰 延 税 金 負 債	2,623,169
ソ フ ト ウ エ ア	45,642	そ の 他	433,816
リ ー ス 資 産	7,425	負 債 合 計	11,710,613
そ の 他	8,970	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	11,945,205	株 主 資 本	32,409,894
投 資 有 価 証 券	11,645,463	資 本 金	1,361,250
そ の 他	299,741	資 本 剰 余 金	395,891
資 産 合 計	48,814,196	利 益 剰 余 金	33,368,891
		自 己 株 式	△2,716,138
		その他の包括利益累計額	4,693,688
		その他有価証券評価差額金	4,701,063
		退職給付に係る調整累計額	△7,374
		純 資 産 合 計	37,103,583
		負 債 純 資 産 合 計	48,814,196

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

科 目	金 額	千円
完 成 工 事 高	14,678,627	千円
完 成 工 事 原 価	13,290,319	
完 成 工 事 総 利 益	1,388,308	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,585,425	
営 業 損 失	197,117	
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	372,641	
投 資 有 価 証 券 評 価 益	18	
貸 収 入	34,044	
そ の 他 営 業 外 収 益	40,105	446,808
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,324	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,115	
自 己 株 式 付 随 費 用	3,737	
賃 貸 費 用	12,499	
そ の 他 営 業 外 費 用	2,570	30,246
経 常 利 益	219,444	
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,572	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	776	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	717	
関 係 会 社 清 算 益	25,042	34,108
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,327	
固 定 資 産 除 却 損	17,551	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	20,356	
そ の 他 特 別 損 失	1,132	41,367
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	212,185	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	105,119	
法 人 税 等 調 整 額	△31,635	73,484
当 期 純 利 益		138,701
親会社株主に帰属する当期純利益		138,701

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,361,250	397,174	33,457,661	△2,733,078	32,483,008
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△220,636		△220,636
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			138,701		138,701
自 己 株 式 の 取 得				△2,455	△2,455
自 己 株 式 の 処 分		△3,722		19,394	15,672
連 結 範 囲 の 変 動		2,439	△6,834		△4,395
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,282	△88,770	16,939	△73,113
当 期 末 残 高	1,361,250	395,891	33,368,891	△2,716,138	32,409,894

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	3,720,008	△22,563	3,697,445	36,180,453
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△220,636
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				138,701
自 己 株 式 の 取 得				△2,455
自 己 株 式 の 処 分				15,672
連 結 範 囲 の 変 動				△4,395
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	981,054	15,188	996,242	996,242
当 期 変 動 額 合 計	981,054	15,188	996,242	923,129
当 期 末 残 高	4,701,063	△7,374	4,693,688	37,103,583

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称 瀧上建設興業(株)、丸定産業(株)、丸定運輸(株)、
(株)瀧上工作所、(株)ケイシステックニジューサン、瀧上不動産(株)

なお、従来非連結子会社でありました瀧上不動産(株)につきましては、当連結会計年度中において重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称等

該当なし

なお、従来非連結子会社でありました富川鉄工(株)につきましては、当連結会計年度中に会社を清算しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社数 0 社

なお、従来非連結子会社でありました瀧上不動産(株)につきましては、当連結会計年度中において重要性が増したため、連結の範囲に含めており、富川鉄工(株)につきましては、当連結会計年度中に会社を清算しております。

関連会社数 1 社

関連会社の名称 Universal Steel Fabrication Vina-Japan Co.,LTD.

持分法を適用しない理由 持分法を適用しない関連会社 1 社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
以外もの 移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限
度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法を採用しておりま
す。

無形固定資産（リース資産を除く）定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5
年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金は、従業員に支給する賞与に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を
計上しております。

② 役員賞与引当金は、役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 完成工事補償引当金は、工事引渡後の瑕疵に対する補修費用に備えるため、過去の実績を基に発生見込額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金は、受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ同時点でその金額を合理的に見積ることが可能な工事について、その損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 株式給付引当金は、株式交付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの収益の計上基準は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

鋼構造物製造事業の収益には、主として鋼製橋梁の製作・施工（保全）等が含まれ、工事契約については、資産に対する支配を顧客に一定の期間にわたり移転することにより、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、当連結会計年度末までに発生した工事原価が予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行なっております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りが出来ない場合において、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

材料販売事業及び工作機械製造事業等の収益には、主として材料の販売及び工作機械の製造販売等が含まれ、材料については引渡時点において、また、工作機械については検収時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

運送事業の収益には、主として運送サービスの提供が含まれ、運送完了時において、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、一部の収益については、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）で、定額法により発生した連結会計年度から償却を行っております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）で、定率法により発生時の翌連結会計年度から償却を行っております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

一部の事業の収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

工事契約について、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の完成工事高は604,957千円減少し、完成工事原価は604,957千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

〔表示方法の変更に関する注記〕

前連結会計年度まで、連結子会社の株式会社瀧上工作所の「賃貸収入」(前連結会計年度11,383千円)は「営業外収益」区分に、「賃貸費用」(前連結会計年度3,370千円)は「営業外費用」区分に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度より、「賃貸収入」(当連結会計年度16,417千円)は「完成工事高」区分に、「賃貸費用」(当連結会計年度2,995千円)は「完成工事原価」区分に含めて表示する方法に変更いたしました。

この変更は、2021年4月1日に株式会社瀧上工作所の不動産賃貸事業を営業項目に追加したことから、経営成績をより適切に表示するために行ったものであります。

この変更により、営業利益は13,422千円増加しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

(工事契約に係る収益認識及び工事損失引当金の計上)

当連結会計年度の連結計算書類に計上した完成工事高のうち履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識した工事契約の金額は9,153,558千円であります。また、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した工事損失引当金は121,208千円であります。

工事契約に関する履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当連結会計年度末までに発生した工事原価が予想される工事原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行なっております。また、工事損失引当金の損失見込額は、工事原価総額等が工事収益総額を超過することを合理的に見積ることができる金額となります。

工事契約は工事の進行途上において工事内容の変更が行われることがあり、工事原価総額は当連結会計年度末時点で見積り可能な工事内容(顧客との契約(変更を含む))に基づく仕様や作業内容を前提に、製作原価と現場工事費等を算定しております。ただし、翌連結会計年度以降に見積りの前提と異なる工事内容の変更等が発生する場合には、翌連結会計年度の完成工事高及び工事損失引当金に影響を及ぼす可能性があります。

〔追加情報〕

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

（1）対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の連結子会社である株式会社瀧上工作所（以下「瀧上工作所」という）の鉄骨事業

事業の内容 鉄骨等の製作加工

（2）企業結合日

2021年4月1日

（3）企業結合の法的形式

瀧上工作所を分割会社、当社を承継会社とする会社分割

（4）結合後企業の名称

変更はありません。

（5）その他の取引の概要に関する事項

グループ内の鉄骨事業に係る人材、資産及び技術等の経営資源の最適化を目的として、連結子会社である瀧上工作所の鉄骨事業と当社の鉄構本部を融合させることで、当該事業の更なる発展と企業価値の向上を目指すものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（株式交付信託における取引の概要等）

当社は、従業員を対象としたインセンティブ・プランとして「従業員向け株式交付信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」という。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」という。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付する従業員向けインセンティブ・プランであります。

当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、その職位等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されたポイント数によって定まります。なお、本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の株式数及び帳簿価額は、18,000株及び104,760千円であります。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループに対する新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りにつきましては、高いワクチン接種率や経口薬の登場を背景に、現在の状況はしばらく継続しつつも、その先一定期間を経て収束していくものとして仮定しており、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は、変異種の出現など不確定要素が多いため、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,416,678千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産	建物・構築物	925,891千円
	土 地	373,676千円
	合 計	1,299,568千円

(2)担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定を含む）	686,672千円
-------------------	-----------

上記のほか、投資有価証券 375,533千円を営業取引保証のため担保に供しております。

3. 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額は、連結注記【収益認識に関する注記（3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報）】に記載しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,697,600	－	－	2,697,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月29日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	110,244	50.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月12日 取 締 役 会	普 通 株 式	110,392	50.00	2021年9月30日	2021年12月10日

(注) 1. 基準日が2021年3月31日の配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金925千円が含まれております。

2. 基準日が2021年9月30日の配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金910千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	110,378	50.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 1. 配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金900千円が含まれております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、現状において自己資金を運転資金としており、一部の余剰資金を含めた資金運用については、短期的な預金及び安全性・流動性の高い金融資産に限定しております。デリバティブ取引は、積極的に行わない方針であります。商品特性を評価し安全性が高いと判断したものについて、利回りの向上を図るため利用することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの残高管理等を定期的に行ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

支払手形及び工事未払金等につきましては、全て1年以内の支払期日であります。

借入金、社債は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で34年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、主に主管部門が取引先情報の収集等、債権及び債務管理に必要な手続きを実施しております。また、市場リスクについては、現状において外貨建ての重要な取引はありません。

満期保有目的の債券については、資金運用規定に基づき、格付等を慎重に判断して検討しております。

デリバティブ取引を含めた資金の運用は、資金運用規定に基づき実行及び管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（非上場株式：連結貸借対照表計上額149,185千円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。また、現金預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形・工事未払金等、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

組み込みデリバティブを区分して測定することができない複合金融商品の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。その時価は、「（1）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」に含めて記載しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,900,000	1,856,686	△43,314
その他有価証券	10,696,277	10,696,277	—
(2)長期借入金（1年以内を含む）	(686,672)	(686,672)	—
(3)デリバティブ取引	—	—	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	10,624,579	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	9,028,764	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
① 満期保有目的の債券（その他）	1,000,000	600,000	—	300,000
② その他有価証券（その他）	100,000	—	—	—
合計	20,753,344	600,000	—	300,000

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	10,000	—	—	—	—	—
長期借入金	19,992	19,992	19,992	19,992	19,992	586,712
リース債務	19,384	18,787	15,803	7,850	2,140	1,107
合計	49,376	38,779	35,795	27,842	22,132	587,819

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察ができないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	8,507,963	—	—	8,507,963
その他	—	191,602	—	191,602

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は1,996,712千円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 その他	—	1,856,686	—	1,856,686
長期借入金	—	686,672	—	686,672

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1)有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。当社が保有している債券等は、公表された相場価格が存在せず、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2)長期借入金

長期借入金は連結計算書類の流動負債のその他に1年以内長期借入金が19,992千円含まれており、その総額も含めたうえで時価を算定しております。

また、変動金利による借入金は、金利変動に応じて借入利率が更改される条件となっており短期間で市場金利を反映していること、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えております。その時価はレベル2の時価に分類しております。

(3)デリバティブ取引

組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。その時価は、「① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債」の「有価証券及び投資有価証券」の時価に含めて記載しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、名古屋市その他の地域において、旧工場跡地（建物等含む）、賃貸用アパート、老人介護施設及び賃貸オフィスビル（土地含む）等の賃貸用不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末	
7,610,437	1,402,613	9,013,050	13,832,877

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを収益認識の時期別に分類した場合の内訳は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	鋼構造物 製造事業	不動産 賃貸事業	材料販売 事業	運送事業	工作機械 製造事業	計		
一時点で移転される 財又はサービス	233,306	2,429	1,705,213	233,752	135,454	2,310,156	－	2,310,156
一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	11,387,030	528	－	－	－	11,387,558	32,616	11,420,174
顧客との契約から生 じる収益	11,620,336	2,957	1,705,213	233,752	135,454	13,697,715	32,616	13,730,331
その他の収益	－	948,296	－	－	－	948,296	－	948,296
外部顧客への 売上高	11,620,336	951,253	1,705,213	233,752	135,454	14,646,011	32,616	14,678,627

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結注記表〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであり、その他の「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」は以下の通りであります。

鋼構造物製造事業

工事契約に関する変動対価の額については、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。また、鋼構造物製造事業における支払条件については、重要な金融要素はありません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形・完成工事未収入金等	4,316,123
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形・完成工事未収入金等	2,104,768
契約資産(期首残高)	5,416,226
契約資産(期末残高)	6,923,995
契約負債(期首残高)	160,944
契約負債(期末残高)	460,282

契約資産は、鋼構造物製造事業における受注先との工事契約について期末日時点で完了しているが未請求の工事出来形部分に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件となった時点で受注先との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事出来形に対する対価は、契約上の検収条件となる既済検査等の結果に従い、受注先の支払条件等により請求し、受注先の支払条件（サイト等）により現金（期日現金を含む）及び受取手形等で受領しております。

契約負債は、全て各工事の工事契約において、国や地方自治体等の発注者から受ける未成工事受入金であり、当連結会計年度末の契約負債の残高は、当連結会計年度中に認識した収益に対応する金額を取り崩した残高であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は160,944千円であります。また、当連結会計年度末の契約負債残高は460,282千円であり、期首残高と比較して299,338千円増加しております。主な増加の理由は、期末日の近くで受注された工事契約において、前払金の支払を受けた金額が増加したためであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当連結会計年度
鋼構造物製造事業	20,612,092

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、工事契約における履行義務完了までの期間が1年以内である取引について注記の対象に含めておりません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の総額のうち、当連結会計年度の末日後1年以内に約57%、残りの約43%がその後3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 16,945円68銭

2. 1株当たり当期純利益 63円38銭

(注) 1. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において18,224株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度において18,000株であります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額 千円	科 目	金 額 千円
流 動 資 産	20,065,201	流 動 負 債	8,960,644
現 金 預 金	9,540,060	支 払 手 形	1,032,613
受 取 手 形	76,618	工 事 未 払 金	1,561,039
完 成 工 事 未 収 入 金	7,356,048	関 係 会 社 短 期 借 入 金	4,065,534
有 価 証 券	1,100,000	リ ー ス 債 務	16,101
未 成 工 事 支 出 金	82,504	未 払 費 用	148,877
商 品	28,057	未 払 法 人 税 等	13,102
材 料 貯 蔵 品	52,977	未 成 工 事 受 入 金	458,138
そ の 他	1,828,934	賞 与 引 当 金	120,719
固 定 資 産	23,545,105	完 成 工 事 補 償 引 当 金	7,011
有 形 固 定 資 産	9,403,897	工 事 損 失 引 当 金	121,208
建 物 ・ 構 築 物	1,673,904	そ の 他	1,416,299
機 械 ・ 運 搬 具	804,163	固 定 負 債	3,306,260
工 具 器 具 ・ 備 品	71,437	リ ー ス 債 務	38,351
賃 貸 不 動 産	5,229,281	繰 延 税 金 負 債	2,036,849
土 地	1,539,839	退 職 給 付 引 当 金	756,573
リ ー ス 資 産	45,901	株 式 給 付 引 当 金	85,845
建 設 仮 勘 定	39,368	そ の 他	388,641
無 形 固 定 資 産	48,387	負 債 合 計	12,266,904
ソ フ ト ウ エ ア	38,520	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	7,425	株 主 資 本	26,649,695
そ の 他	2,442	資 本 金	1,361,250
投 資 そ の 他 の 資 産	14,092,820	資 本 剰 余 金	393,452
投 資 有 価 証 券	11,497,553	資 本 準 備 金	389,732
関 係 会 社 株 式	2,379,770	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,720
関 係 会 社 出 資 金	101,750	利 益 剰 余 金	27,611,132
長 期 前 払 費 用	34,520	利 益 準 備 金	340,312
そ の 他	79,225	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,270,819
資 産 合 計	43,610,307	退 職 慰 労 金 積 立 金	35,000
		別 途 積 立 金	25,830,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,405,819
		自 己 株 式	△2,716,138
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,693,706
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,693,706
		純 資 産 合 計	31,343,402
		負 債 純 資 産 合 計	43,610,307

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高	千円	千円
完 成 工 事 原 価		10,419,324
完 成 工 事 総 利 益		9,580,816
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		838,507
営 業 損 失		1,131,993
営 業 外 収 益		293,486
受 取 利 息 配 当 金	374,015	
投 資 有 価 証 券 評 価 益	18	
そ の 他 営 業 外 収 益	37,747	411,780
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,451	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,115	
自 己 株 式 付 随 費 用	3,737	
そ の 他 営 業 外 費 用	8	15,312
経 常 利 益		102,982
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	513,690	
固 定 資 産 売 却 益	7,572	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	776	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	717	
関 係 会 社 清 算 益	27,635	550,392
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,089	
固 定 資 産 除 却 損	16,467	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	20,356	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	668	39,581
税 引 前 当 期 純 利 益		613,793
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,654	
法 人 税 等 調 整 額	△12,260	△4,605
当 期 純 利 益		618,399

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						退職慰労金 積 立 金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,361,250	389,732	7,442	397,174	340,312	35,000	24,830,000	2,008,057	27,213,369	△2,733,078	26,238,715
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△220,636	△220,636		△220,636
当 期 純 利 益								618,399	618,399		618,399
自己株式の取得										△2,455	△2,455
自己株式の処分			△3,722	△3,722						19,394	15,672
別途積立金の積立							1,000,000	△1,000,000	－		－
株主資本以外の 項目の当期変動額(純 額)											－
当期変動額合計	－	－	△3,722	△3,722	－	－	1,000,000	△602,237	397,762	16,939	410,979
当 期 末 残 高	1,361,250	389,732	3,720	393,452	340,312	35,000	25,830,000	1,405,819	27,611,132	△2,716,138	26,649,695

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,711,998	3,711,998	29,950,714
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△220,636
当 期 純 利 益			618,399
自己株式の取得			△2,455
自己株式の処分			15,672
別途積立金の積立			－
株主資本以外の 項目の当期変動額(純 額)	981,708	981,708	981,708
当期変動額合計	981,708	981,708	1,392,687
当 期 末 残 高	4,693,706	4,693,706	31,343,402

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
以外のもの	移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	個別法による原価法
商品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
材料貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法を採用しております。
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産	
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金は、従業員に支給する賞与に充てるため、翌期支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- (2) 完成工事補償引当金は、工事引渡後の瑕疵に対する補修費用に備えるため、過去の実績を基に発生見込額を計上しております。
- (3) 工事損失引当金は、受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ同時点でその金額を合理的に見積ることが可能な工事について、その損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）で、定額法により発生した事業年度から償却を行っております。
数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）で、定率法により発生時の翌事業年度から償却を行っております。
なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (5) 株式給付引当金は、株式交付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の収益の計上基準は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

鋼構造物製造事業の収益には、主として鋼製橋梁の製作・施工（保全）等が含まれ、工事契約については、資産に対する支配を顧客に一定の期間にわたり移転することにより、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、当事業年度末までに発生した工事原価が予想される工事原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行なっております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りが出来ない場合において、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、一部の収益については、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

一部の事業の収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

工事契約について、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の完成工事高は5,976千円減少し、完成工事原価は5,976千円減少しております。

また、利益剰余金の当期首残高への影響及び1株当たり情報に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

〔会計上の見積りに関する注記〕

(工事契約に係る収益認識及び工事損失引当金の計上)

当事業年度の計算書類に計上した完成工事高のうち履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識した工事契約の金額は7,416,265千円であります。また、当事業年度の貸借対照表に計上した工事損失引当金は121,208千円であります。

工事契約に関する履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当事業年度末までに発生した工事原価が予想される工事原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行なっております。また、工事損失引当金の損失見込額は、工事原価総額等が工事収益総額を超過することを合理的に見積ることができる金額をとなります。

工事契約は工事の進行途上において工事内容の変更が行われることがあり、工事原価総額は当事業年度末時点で見積り可能な工事内容(顧客との契約(変更を含む))に基づく仕様や作業内容を前提に、製作原価と現場工事費等を算定しております。ただし、翌事業年度以降に見積りの前提と異なる工事内容の変更等が発生する場合には、翌事業年度の完成工事高及び工事損失引当金に影響を及ぼす可能性があります。

〔追加情報〕

(企業結合等関係)

連結注記表「追加情報(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(株式交付信託における取引の概要等)

連結注記表「追加情報(株式交付信託における取引の概要等)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

連結注記表「追加情報(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,410,112千円
2. 担保に供している資産	
投資有価証券	375,533千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	883,558千円
短期金銭債務	634,450千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
完成工事高	7,229千円
完成工事原価	13,671千円
賃借料	900千円
材料仕入高	1,741,779千円
外注費	5,173千円
運搬費	141,031千円
営業取引以外の取引による取引高	18,690千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	511,214	420	3,594	508,040

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加420株は、単元未満株式の買取りによる増加420株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,594株は、「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度の売却による減少500株及び「譲渡制限付株式報酬」制度としての自己株式の処分3,094株であります。
3. 普通株式数には、「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式（当事業年度期首18,500株、当事業年度末18,000株）が含まれております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	225,763千円
長期未払金	43,176
完成工事補償引当金	2,145
賞与引当金	36,349
工事損失引当金	17,975
欠損金	23,714
その他	83,167
繰延税金資産小計	432,292
評価性引当額	△271,159
繰延税金資産合計	161,133

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△2,065,676
土地評価差額金	△132,306
繰延税金負債合計	△2,197,982
繰延税金負債の純額	△2,036,849

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の名称	事業の内容 又は 職 業	議 決 権 の 所 有 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
				役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	瀧上精機工業(株)	鋳螺釘類製造事業	(被所有)直接20.42	兼任 1名	ボルト類購入	ボルト類購入	117,526	工事未払金	15,578

2. 子会社及び関連会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	事業の内容	議 決 権 の 所 有 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
				役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	丸 定 産 業 (株)	鋼板及び各種鋼材の加工販売	直接100.0	兼任 3名	原 材 料 購 入	原材料購入	1,680,040	支 払 手 形 工事未払金	272,271 326,328
						資金の借入	1,449,267	関 係 会 社 短期借入金	1,597,537
						支払利息	950	—	—
子会社	瀧 上 建 設 興 業 (株)	一般土木建築及び鉄構物の製造施工	直接100.0	兼任 4名	当 社 製 品 の 現 場 施 工	資金の借入	1,428,578	関 係 会 社 短期借入金	1,462,681
						支払利息	945	—	—
子会社	丸 定 運 輸 (株)	運送業	直接100.0	兼任 3名	当 社 製 品 の 輸 送	資金の借入	819,120	関 係 会 社 短期借入金	809,520
						支払利息	537	—	—
子会社	瀧 上 不 動 産 (株)	不動産業	直接100.0	兼任 5名	当 社 不 動 産 の 管 理	資金の貸付	852,790	関係会社短期貸付金	830,378
						受取利息	4,826	—	—
子会社	(株)ケイシステック ニジューサン	工作機械の設計・製作	直接100.0	—	当 社 の 運 用 資 金 融 資	資金の借入	26,297	関 係 会 社 短期借入金	195,795
						支払利息	17	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ボルト類購入及び原材料購入については、市場価格を勘案して毎期価格交渉のうえ決定しております。
2. 瀧上精機工業(株)は、当社代表取締役の瀧上晶義氏及びその近親者が議決権の過半数を保有している(株)鍛冶定の子会社であります。
3. 資金の借入及び貸付については、CMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）による借入であり、取引金額については、期中平均残高を記載しております。
4. 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕 5. 重要な収益及び費用の計上基準」及び「連結注記表〔収益認識に関する注記〕 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 14,314円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 282円57銭 |

- (注) 1. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
- 1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において18,224株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度において18,000株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

瀧上工業株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人
津事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	端 地 忠 司
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 出 進 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、瀧上工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、瀧上工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

瀧上工業株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

津事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

端 地 忠 司

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

中 出 進 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、瀧上工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

瀧上工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 香 村 哲 也 ㊟

監査等委員 長谷川 和 彦 ㊟

監査等委員 飯 田 英 郎 ㊟

(注) 監査等委員長谷川和彦及び飯田英郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株 主 メ モ

1. 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 6月下旬
3. 基準日
定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
その他 この外必要ある場合はあらかじめ公告して基準日を定め
ます。
4. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
5. 郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。
6. 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
7. 未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
8. 単元株式数 100株
9. 公告方法 電子公告により行います。
ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場
合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
公告掲載URLは次のとおりであります。
<http://www.takigami.co.jp/>

事業所

本店	愛知県半田市神明町一丁目1番地	〒475-0826	電話(0569)89-2101
支店			
東京支店	東京都中央区湊一丁目9番9号	〒104-0053	電話(03)3552-6681
大阪支店	大阪市西区北堀江二丁目10番19号	〒550-0014	電話(06)6532-5355
保全本部	名古屋市昭和区鶴舞二丁目19番22号	〒466-0064	電話(052)882-5510

営業所

札幌営業所	札幌市中央区南一条西10丁目4番143号	〒060-0061	電話(011)561-5482
仙台営業所	仙台市青葉区一番町二丁目8番15号(太陽生命 仙台ビル)	〒980-0811	電話(022)267-3791
静岡営業所	静岡市葵区伝馬町11番地の6	〒420-0858	電話(054)252-1807
名古屋営業所	名古屋市昭和区鶴舞二丁目19番22号	〒466-0064	電話(052)882-5514
岐阜営業所	岐阜市県町二丁目12番地12(サマンソン岐阜)	〒500-8176	電話(058)212-3556
広島営業所	広島市中区三川町2番10号(愛媛ビル広島)	〒730-0029	電話(082)545-2567
福岡営業所	福岡市中央区赤坂一丁目12番6号(赤坂ビル)	〒810-0042	電話(092)741-1253

工場

本社工場	愛知県半田市神明町一丁目1番地	〒475-0826	電話(0569)21-4111
半田第二工場	愛知県半田市日東町2番地の1	〒475-0033	

株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県半田市神明町一丁目1番地
 瀧上工業株式会社 3階会議室



名古屋鉄道 河和線 知多半田駅下車 徒歩17分